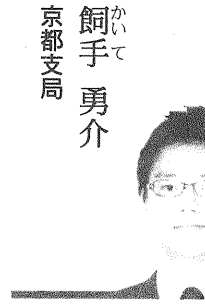


記者の目



飼手 勇介
京都支局

「青酸連続殺人 地裁死刑判決」

され、事件当時に善悪を判断する責任能力があったか、裁判で自分を防御する訴訟能力があるかも大きな争点になった。判決は責任能力、訴訟能力ともであると認定した。

公判は今年6月26日に始まり、4事件ごとに分割審理された。初の被告人質問は7月10日。被告が何を語るのか注

目された。最初に質問に立った弁護人が「どんな質問にも黙秘しますか」と聞くと、被告は黙秘します」と述べた。ところが検察官に「殺害したことは間違いないか」と聞かれると「間違いない」と返答した。傍聴席から驚きの声が出た。さらに裁判員から、弁護人に対する答えとの違いを問われると、しばらく沈黙し「黙秘するっていいました」と述べ、認知症の進行をうかがわせた。

その後の公判でも「毒をカプセルに入れて殺害した」と語る一方、裁判官に「わたし殺してますか？」と尋ねたり、つじつまの合わない殺害動機を繰り返したりし、被告の発言をどこまで報道すべきか悩まされた。

気になったのは弁護側の認知症への対応だ。当初の「黙秘方針」が崩れた後は、ことさらに細かい記憶を問いただし、被告から覚えていないなどの答えを引き出した。認知症を強調しようとしたのかもしれないが、裁判員の一人は判決後の記者会見で「弁護人は被告をわざと勘違いさせようとする質問をしていた」と批判した。生い立ちやなぜ金に困ったのかなど事件の全容は不明のまま、認知症に詳しい追手門学院大の古川隆司准教授(社会福祉学)は「責任能力や訴訟能力の有無ばかりを争うのは紋切り型の発想。情状面を強調した方が被告の利益になったのではないかと疑問を呈する。」

さらに判決は法廷での被告について「自らの罪と向き合い真摯に反省しているとはいえない」と断じた。実際、反省しているかを問われた被告が「若い人にそんなこと言われたくない。失礼です」と裁判員にうっかりかかると場面もあつた。だが、認知症には感情を抑制する機能が低下する症状もあることを考慮すれば、別の見方ができた可能性もある。

認知症の被告の裁判はどうあるべきなのか。延べ52人の証人に認知症の専門家はおらず、裁判員から「専門家の意見があれば助かった」との声も上がった。古川准教授は「手話通訳と同様に、認知症に詳しい付添人が出廷できる制度が必要ではないか」と指摘する。龍谷大の福島至教授(刑事法)は「認知症の専門家として医師や社会福祉士などを特別弁護人とする方法もある」と提言する。特別弁護人は、地方裁判所などでの1審で弁護士とは別に専門家が弁護活動をする制度だが、裁判所の許可が必要なものもあり、あまり活用されていない。

厚生労働省の推計では、25年に全国の認知症患者が約700万人に上る。高齢者の5人に1人の計算となり、認知症の被告の増加は今後、避けられない。刑事司法の信頼を高めるには、公判にかかわる全ての人が認知症への理解を深め、慎重な審理ができる環境を整えることが必要だ。

認知症の専門家 証人52人中ゼロ

裁判所も認知症と丁寧に向き合ったとはいえない。判決は、二転三転した被告の公判での証言にはほとんど触れな

い一方で、取り調べ段階の自白調書を重視した。精神科医の鑑定によると、認知症の発症は逮捕(14年11月)後の15年ごろ。同年9月まで続いた取り調べ時期に発症していた可能性はある。だが、検察側が読み上げた調書は、認知症の被告が話したとは思えないほど整理整然としていた。判決は、取り調べに強引な誘導はなかったと認定したが、公判で取り調べの録音・録画を

裁判に向き合う認知症



初公判では一般傍聴席58席に対し、614人が整理券を求めた。京都市中京区で6月26日午前、小松雄介撮影

近畿3府県で起きた青酸化合物による連続殺人事件の裁判員裁判で、京都地裁は11月7日、寛千佐子被告(71)に死刑を言い渡した。過去2番目に長い135日間の公判のほぼ全てを傍聴したが、判決に至ってもなお、なぜ犯行に及んだのかなど事件の核心部分が見えてこなかった。私はその最大の理由が、司法が被告の「認知症」と正面から向き合わなかったことにあると感じている。

判決は責任能力、訴訟能力を認定

一連の事件では、被告と結婚相談所で知り合った高齢男性が次々に死亡していたことが判明し、高齢化社会の裏面を浮き彫りにしたという点でも話題を集めた。被告は遺産の取得などを目的に2007〜13年、事件当時70代だった男性4人を相次いで殺害したなどとして殺人3件と強盗殺人未遂1件の罪に問われた。物的証拠が乏しい事件であると同時に、被告は公判前の精神鑑定で軽度の認知症と診断

責任能力や訴訟能力の有無ばかりを争うのは紋切り型の発想。情状面を強調した方が被告の利益になったのではないかと疑問を呈する。」